

承認	議長	副議長	事務局長	次長	合議	担当
					 	

様式第 1 号

令和 8 年 3 月 6 日

真庭市議会

議長 長尾 修 様

真庭市議会議員

吉原 啓介



調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行うことについて届けますので、承認願います。

記

- 1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動
- 2 訪 問 先 ①農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課
②あべ俊子衆議院議員
- 3 内 容 ①農業インフラの維持管理にかかる支援制度
②国際交流活動にかかる文科省等の支援事業
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 事務局から訪問先への依頼 必要 ・ 不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。



行程表

令和8年3月26日	移動	9:50	岡山空港（※真庭→空港は自家用車）	ANA	
		11:05	羽田空港		
		11:38	羽田空港第2ターミナル	東京モノレール	
		11:57 12:02	浜松町	JR	
		12:05 12:12	新橋	東京メトロ	
		12:13	虎ノ門		
	農林水産省	13:00～ 15:00	農業インフラの維持管理にかかる支援制度		
	移動	15:36	虎ノ門	東京メトロ	
		15:51 15:55	上野	JR	
		16:22	北浦和		
令和8年3月27日	移動	13:45	北浦和	JR	
		14:09 14:16	王子	東京メトロ	
		14:35	永田町		
		あべ俊子衆議院議員	15:00～ 15:30	国際交流活動にかかる文科省等の支援事業	
	移動	16:05	永田町	東京メトロ	
		16:24 16:28	王子	JR	
		16:51	北浦和		
		令和8年3月28日	移動日	9:51	北浦和
	10:37 10:40			浜松町	東京モノレール
10:58	羽田空港第2ターミナル				
11:55	羽田空港			ANA	
13:15	岡山空港（※空港→真庭は自家用車）				
※宿泊 さいたま市浦和区					

報 告 書

令和 8 年 3 月 30 日

真庭市議会議長 長尾 修 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 吉原 啓介



下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・~~研修会~~・~~要請陳情活動~~をしましたので、その結果を報告いたします。

記

1. 面談： [REDACTED] 議員

(1) 日時

令和 8 年 3 月 26 日（木） 12 時 30 分～12 時 50 分

(2) 場所

場 所：衆議院第一議員会館 [REDACTED]

(3) 内容

真庭市内の高校においては、令和 8 年度もイタリア/ウンブリア州の高校との交流活動を予定しており、6 月と 10 月に短期ステイの生徒がそれぞれ 3 週間程度市内に滞在・高校の授業や行事に参加するとともに、市内の子ども園、小中学校との交流活動も行う予定している。

また、令和 8 年度からは、昨年までの活動をさらに拡大・実効化すべく、地域活動団体である「まにわ・しめ山プロジェクト」が事業実施の受け皿となることに伴い、このような事業に対するに支援制度、サポート体制、また交流活動を通じた市内高校の魅力化に対するアドバイス等を求めるため訪問・面談した。

地域活動団体の活動に対する支援について

残念ながら、民間団体の活動に対する直接支援の制度はない。市や県と協議するしかないのでは。

海外からの生徒受け入れに対する支援

（一社）未来教育支援協会というところで、外国籍の高校生の留学受け入れを支援する制度を用意している。

ただし、この制度は、私立高校向けに、日本の大学進学を目指す海外の高校生の入学から卒業・進学まで 3 年間支援するためのものであり、県立高校かつ 1 か月程度の短期留学では対象にならない。

結局、短期間の留学では、滞在体験とコミュニケーション活動の域を出ることはできず、であればやはり、語学や文化も含めた学びの機会としてではなく、相互の国際的視野を広げる、世界と異文化、価値の多様性



に目を向けるきっかけづくりに特化する方がよいのではないか。

短期滞在の留学生ができること

短期滞在の海外からの生徒も、上限時間はあるがアルバイトができるはず。6月に来訪する予定の生徒が本国の高校でも農業課程に在籍しているのであれば、農業関連施設（酪農・醸造関係も含めた生産過程だけでなく販売施設等においても）での就業体験（ボランティアではなく）を用意してもいいのでは。

国会会期中でたいへん厳しい時間の中、面談に応じていただいたこともあり、短い時間しか取れなかったが、今後の活動継続に向け、外務、文部科学で主要ポストを務めたあべ氏に現在の市での取り組みを認識・支援してもらおう下地作りも今回の目的。高校魅力化だけにとどまらず、市の子どもたちの将来に向けた可能性を少しでも拡大できるよう、この活動を活かしていきたい。

2. 面談：農林水産省 農村振興局

(1) 日時

令和8年3月27日（金） 15時～16時

(2) 場所および相手方担当者

場 所：農林水産省 農村振興局

（中央合同庁舎1号館 5階）

担当者：農村振興局農村政策部農村計画課農村活性化推進室

氏

(3) ヒアリング内容等

農業インフラ整備にかかる補助制度について

地域活動組織において実施する農地及び農業関連施設（水路・ため池・農用通路等）の維持管理、長寿命化活動に対する助成制度としては多面的機能支払い交付金があるが、あくまでも地域活動に対する活動資金・原材料費補助の域を出ない。

農山漁村振興交付金に関しても、最適土地総合対策に対する交付金制度がある。実施主体は地域活動団体等でも可能だが、実際には住民組織でできるものではないので市等の自治体が事業主体となることが現実的かもしれない。農業水利の終端部分が住宅地の排水路として機能しているものに関しても、取水部～農業用として利用されている箇所排水路確保として機能しているため、この交付金対象事業となる。

市町村が行う事業に対しては、さらに大きな範囲と水系を対象とし、水路維持管理だけでなく災害リスク対策も視野に入れたものとして以下のものがある。

○農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業水利施設の機能保全、災害の未然防止に必要な施設整備に対するもの。

○農村整備事業

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機をとらえて、農村の活性化を図るため、集落の排水施設や農道等の再編、強靱化、高度化等、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進するもの。

いずれも補助率は 1/2 で、受益者範囲が違えば同一市町村内で複数の事業を対象とすることも可能なので、市内においても地域ごとの課題を整理したうえでこれらの制度の活用を検討すべきでは。また、政策提言に際しても少しでも実現性の高いものとするため、さらに突っ込んだ研究を行う価値があると考ええる。

以 上